

宮城県立循環器・呼吸器病センター大型金庫処分業務

本仕様書は、宮城県立循環器・呼吸器病センター(以下「循呼センター」という。)が平成31年3月末をもって閉院することに伴い、循呼センターのサーバ室内に設置されている大型金庫の処分業務の内容について示したものである。

また、これらの作業等が安全衛生及び周辺環境への配慮を行い、安全且つ円滑に作業を実施しなければならない。

1 業務概要

(1) 宮城県立循環器・呼吸器病センター大型金庫処分業務

(2) 施設概要

宮城県立循環器・呼吸器病センター(宮城県栗原市瀬峰根岸 55-2)

2 業務の内容

循呼センターのサーバ室に設置されている大型金庫の搬出、運搬、処分作業及びそれに付随する業務

3 契約期間及び実施日

契約期間：平成31年4月1日から平成31年5月24日まで

※実施日については、本部事務局担当者と協議すること。

4 提出物等

(1) 受注者は契約締結後、速やかに作業員名簿(任意様式)を提出すること。

(2) 廃棄が完了した後、マニフェストを提出することとし、中間処理後の行き先も明確にすること。

(3) 各作業工程における状況を撮影した写真を添付した業務完了報告書を提出すること。

5 その他

(1) 対象物の収集運搬、中間処理及び最終処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令を遵守すること。また、対象物には、アスベスト(非飛散性)が使用されている可能性があるため、「石綿含有産業廃棄物」として取り扱うこと。

(2) 本業務を履行する上で必要となる機械器具・資材等は、受注者において準備または負担するものとする。

(3) 本業務履行中に発注者の所有する施設設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任で原状回復すること。

(4) 搬出する際にサーバ室の窓等の取り外しや破壊をする場合には、受注者の責任で原状回復すること。なお、本業務の実施が1日で完了しない場合は、コンパネ等で仮設壁を設置する等、外部からの侵入防止策を講じること。

(5) クレーン車等を使用する場合には、道路等の養生を実施し、破損を生じさせないように注意するこ

と。本業務履行中の損傷が認められる場合には、受注者の責任で原状回復すること。

- (6) 応札希望者は、下記の期間に、病院担当者に電話連絡の上現地で対象物及び周辺状況を必ず確認すること。なお、確認日に必要箇所を記載した「現物確認実施申請書」(様式10)を持参すること。

病院担当者：宮城県立循環器・呼吸器病センター 総務課 橋本・寺島

連絡先：0228-38-3151

期間：平成31年3月11日(月)から平成31年3月15日(金)まで

- (7) 本業務の委託契約における収集・運搬、処分業務について、発注者と収集・運搬業者、処分業者との個別の契約が必要になる場合には、発注者は収集・運搬業者、処分業者とそれぞれ契約を行うこととする。但し、収集・運搬業者、処分業者への支払いは入札に参加している受注者が行うこと。
- (8) 疑義が生じた場合は、本部事務局担当者に連絡をとり指示を受けること。